

令和7年度要望書 神奈川県看護協会

件 名	1 看護職員確保のための賃上げの実現について	新規
要 望 旨	看護職員の需要増に応じて、必要な人材を確保していくためには、看護労働の価値に見合った適正な賃金水準を実現していくことが必要不可欠である。 そこで、県として、看護職員のさらなる賃上げのため、国へ積極的に働きかけていくこと。	
2024年度の診療報酬改定において、ベースアップ評価料が新設され、令和5年度分の賃金と比較して、6年度は2.5%アップ、7年度はさらに2.0%アップの実現が目標とされているところですが、県としても、世間一般の賃上げ率と比較して、低水準であると考えます。 今後、今回の診療報酬改定による看護職員の賃上げの実態を把握し、必要に応じて、看護職員のさらなる賃上げについて、国に働きかけてまいります。		

件 名	2 神奈川県ナースセンター事業に係る委託費の適正化等について	新規
要 望 要 旨	看護職の人材確保事業を行う県ナースセンター事業に係る委託費の適正化を要望する。併せて、新たに県ナースセンターで実施していくこととされた看護補助者関連業務について、県ナースセンターの実施主体である県として、本協会と連携しながら適切に対応していくことを要望する。	
ナースセンター事業費については、令和5年度、県ナースセンターより、業務内容に見合った委託金額となっていない旨の指摘があったところです。それを踏まえ、県としても令和7年度に向けて、従来の委託金額を精査するとともに、昨今の賃上げや物価高騰といった社会情勢も踏まえ、適正な委託金額となるよう検討してまいります。 また、令和5年10月に改正された「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」において、都道府県ナースセンターで看護補助者の無料職業紹介を実施することが重要である旨が明記されたことを踏まえ、ナースセンター事業の内容の見直しと、それに伴う予算措置について検討してまいります。 なお、看護補助者の確保については、令和6年度、効果的な施策を検討するための実態調査を行っているところであり、神奈川県看護協会とも連携して、積極的に取り組んでまいります。		

件 名	3 中小医療機関における看護師の継続教育に係る仕組みづくりと財政措置について	継続
要 望 要 旨	看護職が、多様化する県民の健康上のニーズや最新の医療に対応し、より質の高い看護を提供していくためには、高度な専門的能力を持ち、免許取得後も様々な機会を利用し、その能力の開発・維持・向上に努めていくことが重要である。 しかし、県内の中小の医療機関や訪問看護ステーション等では、独自に研修体系を構築することが難しく、新人教育や継続教育が十分に行われていない現状にある。 そこで、県として、こうした中小医療機関等で働く看護職に対する教育研修が効果的に実施できる仕組みの構築と、それに伴う財政措置を講じるよう要望する。	
県として、看護の質の担保のため、新人教育や継続教育の重要性のほか、中小の医療機関や訪問看護ステーション等における研修実施の困難さについても、課題として認識しています。 そのため、採用規模が小さく、独自にOJT研修を実施できない病院等の新人看護職員研修を受け入れる際に必要な経費の補助や、他の訪問看護ステーションに勤務する看護師を受入れる「教育支援ステーション」の機能を果たす訪問看護ステーションに対する経費の補助を実施しています。 これに加え、令和7年度には、「かながわ地域看護師養成ガイド」を用いた人材交流への支援を検討しており、この仕組みを活用することで、中小医療機関や訪問看護ステーションの看護師が、地域の研修体制が充実している医療機関で教育を受けることも可能になると考えます。 本ガイドを活用し、地域で看護師を育てる取組みを推進するための支援についても検討してまいります。		

件 名	4 潜在保健師の就業促進に向けた取組み及び統括保健師の配置に向けた働きかけについて	新規
要 望 要 旨	自治体保健師のさらなる確保に向けて、①潜在保健師への就業前説明会・体験会などの実施を要望する。また、②統括保健師が未配置の自治体に対する配置の働きかけを要望する。 ① 経験者採用枠を受験される方は、就職活動時点では就業中であることも多く、時間的な制約があると考えられることなどから、体験会については、現在、実施する予定はありません。 しかし、保健師免許を取得している方が、保健師として復職や転職を希望する際に安心して就職活動ができるように、県ホームページ「保健師ナビ」において、保健師の仕事紹介や保健師経験者採用の職員紹介を充実するなど、保健師確保に向けて取り組んでいます。 また、神奈川県立保健福祉大学の現任者教育機関である実践教育センターにおいて、実務経験のない保健師免許保有者を対象とした、実習体験を含むリカレント教育を、令和 10 年度を目途に実施することを検討しています。 ② 本県では、統括保健師を本庁(健康増進課)に 1 名、地域統括保健師を各保健福祉事務所・センターに 1 名ずつ配置し、その補佐に当たる職員をそれぞれ配属しています。 また、県内の大半の市町村でも、統括保健師又は統括的立場の保健師が配置されています。 統括保健師の配置がない自治体に対しては、県・市町村統括保健師(統括的役割を担う保健師)連絡会等の様々な機会を捉え、必要性やメリットなどをお伝えして、配置を促しています。	